緊急事態宣言による
お休み分の振替について

◎５月期(５月７日～６月３日)は中止とし、
頂いております受講料は６月期に充当します。

①全てのクラス：４月７日以前のお休み分
アトムス上で通常通り振替のご予約をして下さい。
通常通り最大４回最長６期間の振替持越が可能です。
(５月期は休止していますが１期とカウントします)

②ジュニアクラス：３月２日～３月１５日のお休み分
学校が２週間休校時にレッスンも休講しました。
この期間のお休みに関しては、
フロントにて振替のご予約をして下さい。
継続条件で全ての欠席が持越可能です

③全てのクラス：４月８日～５月２日のお休み分
緊急事態宣言中のお休みは、
フロントにて振替のご予約をして下さい。
退会と再入会を繰り返しましても持ち越されます。
ただし振替は受講期間中のみのご利用が可能です。

TENNIS
PLAZA